大分県	長洲	ＪＰ　ＮＳＵ
	高田	ＪＰ　ＴＫＤ
	竹田津	ＪＰ　ＴＤＪ
	国東	ＪＰ　ＫＮＳ
	守江	ＪＰ　ＭＯＯ
	別府	ＪＰ　ＢＰＵ
	大分	ＪＰ　ＯＩＰ
	佐賀関	ＪＰ　ＳＡＧ
	臼杵	ＪＰ　ＵＳＫ
	津久見	ＪＰ　ＴＭＩ
	佐伯	ＪＰ　ＳＡＥ
	蒲江	ＪＰ　ＫＭＥ
宮崎県	北浦	ＪＰ　ＫＩＴ
	延岡	ＪＰ　ＮＯＢ
	土々呂	ＪＰ　ＴＯＴ
	細島	ＪＰ　ＨＳＭ
	宮崎	ＪＰ　ＫＭＩ
	内海	ＪＰ　ＵＣＨ
	油津	ＪＰ　ＮＩＣ
	外浦	ＪＰ　ＴＯＮ
	福島	ＪＰ　ＦＭＳ
鹿児島県	志布志	ＪＰ　ＳＢＳ
	内之浦	ＪＰ　ＵＵＲ
	大泊	ＪＰ　ＯＤＭ
	大根占	ＪＰ　ＯＮＥ
	鹿屋	ＪＰ　ＫＹＡ
	垂水	ＪＰ　ＴＭＺ
	福山	ＪＰ　ＦＹＭ
	加治木	ＪＰ　ＫＪＫ
	鹿児島	ＪＰ　ＫＯＪ
	喜入	ＪＰ　ＫＩＩ
	山川	ＪＰ　ＹＡＭ
	枕崎	ＪＰ　ＭＫＫ
	野間池	ＪＰ　ＮＭＫ
	串木野	ＪＰ　ＫＳＯ
	川内	ＪＰ　ＳＥＮ
	阿久根	ＪＰ　ＡＫＮ
	米ノ津	ＪＰ　ＫＫＯ
	西之表	ＪＰ　ＩＩＮ
	島間	ＪＰ　ＳＩＭ
	中甑	ＪＰ　ＮＫＫ
	手打	ＪＰ　ＴＥＵ
	一湊	ＪＰ　ＫＹＲ
	宮之浦	ＪＰ　ＭＮＯ
	名瀬	ＪＰ　ＮＡＺ
	古仁屋	ＪＰ　ＫＮＹ
沖縄県	金武中城	ＪＰ　ＫＮＸ
	那覇	ＪＰ　ＮＡＨ
	渡久地	ＪＰ　ＴＣＣ
	運天	ＪＰ　ＵＮＴ
	平良	ＪＰ　ＨＲＲ
	石垣	ＪＰ　ＩＳＧ

別表第二　仕向港での進路を示す記号

⑴　仕向港での進路を示す記号は、次に掲げるものとする。

イ　仕向港の港内又は境界付近でびょう泊しようとする場合にあっては「ＯＦＦ」（ただし、当該びょう泊しようとする錨地に向かって航行する進路が次の表の中欄に掲げられている場合にあっては、同表の右欄に掲げる進路を示す記号）

ロ　次の表の左欄に掲げる港を仕向港とし、同表の中欄に掲げる進路にしたがって同港を航行する場合にあっては、同表の右欄に掲げる進路を示す記号（それ以外の進路にしたがって同港を航行する場合にあっては「ＸＸ」）